

令和4年度包括外部監査「農林水産業の振興に関する事務の執行について」

令和5年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）		措置の内容	対応区分	担当部署	備考	
		区分	項目					
1	152	結果 1	中山間地域等 直接支払交付 金 事業計画の審 査について	交付金の支給における必要書類において、構成員一覧で2名の印・サインが漏れていた。また、水路・農道等の管理方法に記載が漏れていた。	中山間地域等直接支払交付金実施要領に規定する申請書類を再度確認するとともに、担当職員以外の職員も確認を行うこととした。	措置済	生産振興課	
2	152	結果 2	中山間地域等 直接支払交付 金 過年度の包括 外部監査の是 正措置につい て	過年度の包括外部監査において是正措置が取られたはずの事項が守られていなかった。 <措置内容> 交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。 <現状> 見積合わせについては全体説明会にて依頼しているが、説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には措置がなされていない状況である。	見積合わせについては、説明会や現地確認等の機会において口頭で指導を行ってきたが、令和5年度からは口頭での指導に加え、配布する資料内に金額に応じた必要見積数を明記し、指導を強化することとした。	措置済	生産振興課	
3	153	結果 3	中山間地域等 直接支払交付 金 過年度の包括 外部監査の是 正措置につい て	交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導している。 見積合わせについては全体説明会にて依頼しているが説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には措置がなされていない状況である。		措置済		
4	152	結果 4	中山間地域等 直接支払交付 金 交付対象者の 確認について	本交付金の交付対象者は、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者は除かれる（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1）。 所得制限について、基準金額を超える者がある場合は自己申告するように依頼しているのみで、客観的な確認作業は実施していない。要件を満たすか否かについて先入観を持たずに客観的に判断するべきである。	令和5年度から中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7の4(3)の規定に基づき、交付対象者となる協定参加者全員の農業所得を調査することとした。	措置済	生産振興課	
5	152	結果 5	中山間地域等 直接支払交付 金 集落協定の個人 配分額につい て	集落協定で定められた個人配分額を超過して支出している集落が3集落見られた。個人配分額は集落協定にて決められた金額を支出すべきである。集落協定を厳守するよう確認を徹底すべきである。	令和5年度から集落協定を厳守するよう確認を徹底するとともに、協定内容を変更する場合は遅滞なく変更申請・変更届を提出させることを指導するため、各種書類の提出状況管理表を作成することとした。	措置済	生産振興課	
6	167	結果 6	大分市多面的 機能支払交付 金 過年度の包括 外部監査の是 正措置につい て	過年度の包括外部監査において是正措置が取られたはずの事項が守られていなかった。 <措置内容> 交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。 <現状> 見積合わせについては全体説明会にて指導しているが、説明会の趣旨が形骸化しており、個々の集落に対して実質的には十分な措置がなされていない状況である。	見積合わせについては、説明会や現地確認等の機会において口頭で指導を行ってきたが、令和5年度からは口頭での指導に加え、配布する資料内に金額に応じた必要見積数を明記し、指導を強化することとした。	措置済	生産振興課	
7	167	結果 7	大分市多面的 機能支払交付 金 交付決定通知 書における交 付条件につい て	交付決定通知書に補助金交付の際付すべき条件が付されていない。	競争入札に係る条件が付されていないため、令和5年度の交付決定通知書から補助金の交付条件を付すこととした。	措置済	生産振興課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
8	167	結果	8	大分市多面的機能支払交付金 指名停止に関する申立書について	第9号様式による指名停止に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出の無いものについては、競争入札等に参加させてはならない。と規定されているが、書類を提出させていない。	措置済	生産振興課	
9	191	結果	9	大分市園芸振興総合対策事業費補助金 補助対象となった資産の移管について	補助金交付時点では個人事業主であったが、その後法人化したケースについて、補助金にて購入した資産の移管に係る手続きが取られていない。 状況報告についても、報告義務者が個人から法人に変更になっているが、個人名で状況報告がなされている。	措置済	生産振興課	
10	226	結果	10	おおいた和牛生産向上対策事業費補助金 交付申請に係る審査について	補助金交付申請の審査において、「農業者及び農業者の組織する集団のうち、65歳以上の者については概ね50歳未満の後継者を有している、もしくは地域内保留による飼養を継続できる者」について審査が行われていない。 補助対象者の要件の確認は、公平性、公益性の観点から非常に重要な手続きであり省略することは認められない。	措置済	生産振興課	
11	241	結果	11	単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費 事業の対象となる工事について	本事業は、原則1箇所40万円未満の事業であるが、公共災害復旧事業（40万円以上）に該当する災害について申請期限を過ぎていたことから、1箇所40万円以上を含めて2箇所分の復旧事業として本事業を適用させている事例があった。 本要綱を適用すべきではない災害について適用させており、不適正であると判断する。	措置済	生産振興課	
12	241	結果	12	単独農林水産施設災害復旧事業 工事請負費 事業の対象となる工事について	本事業は、原則1箇所40万円未満の事業であるが、公共災害復旧事業（40万円以上）に該当する災害について申請期限を過ぎていたことから、1箇所40万円以上を含めて2箇所分の復旧事業として本事業を適用させている事例があった。 本要綱を適用すべきではない災害について適用させており、不適正であると判断する。	措置済		
13	248	結果	13	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料 同一業務の区分について	異なる業務名で同一の会社に発注されている業務について、内容を確認すると実施場所は隣接したものであり、また、実施報告書に添付されている写真も同じものであった。このため、実態としては同一の業務を複数の業務に区分したものであると判断できる。 個別には40万円未満の委託であるが合算させると40万円を超えることから本事業を適用できない業務であったと判断できる。	措置済	生産振興課	
14	248	結果	14	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料 同一業務の区分について	「〇〇農道側溝土砂撤去業務委託」「〇〇農道側溝清掃業務委託」「〇〇農道土砂撤去業務委託」（〇〇は全て同じ）という、いずれも発注金額が40万円弱の3件の業務があったが、名称は異なるものの業務の写真を見る限りは3件とも側溝の土砂撤去業務であった。 各々の業務実施場所は隣接しており、かつ3件とも受注業者が同一であったことから業務を区分する必要性はないと言える。このため、業務を区分し、発注金額が40万円未満となるようにしたと判断できる。 また、当該ケース以外にも、業務を区分したのではないと思われる業務があった。 本事業は40万円未満の委託に対して実施するものであり、本事業を適用させるために事業を区分したと判断できることから不適切であると判断する。	措置済		
15	249	結果	15	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料 同一業務の区分について	異なる業務名で同一の会社に発注されている業務について、内容を確認すると実施場所は隣接したものであり、また実施報告書に添付されている写真も同じものであった。このため、実態としては同一の業務を複数の業務に区分したものであると判断できる。 個別には40万円未満の委託であるが合算させると40万円を超えることから本事業を適用できない業務であったと判断できる。	措置済		

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考	
		区分	項目	内容					
16	255	結果	16	農道整備事業 維持管理等委 託料	同一業務の区 分について	連続している道路の維持管理業務であり履行期間も同じような時期であるにも関わらず、複数の業務に区分している事業が散見された。仮に区分しなければ50万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。	措置済		
17	255	結果	17	農道整備事業 維持管理等委 託料	同一業務の区 分について	連続している道路の維持管理業務であり履行期間も同じような時期であるにも関わらず、複数の業務に区分している事業が散見された。仮に区分しなければ50万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。 複数の業務に区分せず、一つの業務委託として入札の手続を経て業者選定をすれば事業費が安くなることも考えられるため、事業費を抑制することが出来たにも関わらず、抑制する対策は取られていないと判断する。	措置済	生産振興課	
18	261	結果	18	農道整備事業 維持補修等工 事請負費	同一工事の区 分について	同一の道路の維持補修業務であり工期も同じような時期であるにも関わらず、側溝補修工事のみを別の業務に区分している事業があった。仮に区分しなければ130万円を超える業務であり入札が必要となる業務であり、また同一業者が区分された両業務を受注していることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断される。 事業を実施したときに追加工事の必要性が判明する事例もあることから、地元からの補修の要望を確認し、中長期的な観点も含めて施工範囲を特定した上で工事を計画することが望まれる。	措置済	生産振興課	
19	261	結果	19	農道整備事業 維持補修等工 事請負費	同一工事の区 分について	単一の業務を複数の業務に区分していると思われる業務が散見された。仮に区分しなければ130万円を超える業務であり入札が必要となる業務であることから、入札の手続を避けるべく意図的に業務を区分していると判断できる。 複数の業務に区分せず、一つの工事として入札の手続を経て業者選定をすれば事業費が安くなることも考えられるため、事業費を抑制することが出来たにも関わらず、抑制する対策は取られていないと判断する。	措置済		
20	380	結果	20	公設地方卸売 市場 業務委 託費	委託業者の選 定について	実際の契約内容を確認したところ、請負内容が競争入札の金額50万円以内、あるいは、見積合わせが不要な20万円以内となるように事業内容が分割されているように思われる。 特に、①請負契約内容が同一で役務提供箇所が異なるケース、②役務提供する時期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような役務提供内容を毎年同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある可能性が高い。 見積合わせにより競争原理が働くとともに、見積合わせを大分市側から業者に直接連絡して依頼しており、連絡を受けた業者しか見積合わせには参加できないことになる。そのため、連絡を受けた業者間での競争にしかならず、競争原理が働いていない可能性がある。 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に沿っているものの、公平性は確保されていない。委託内容を不必要に分割することなく、入札により適切に委託業者を選定する必要がある。	措置済	公設地方卸売 市場	
21	380	結果	21	公設地方卸売 市場 業務委 託費	委託業者の選 定について	毎期、同じような内容の維持管理に必要であろう業務を、毎期、同じような金額で継続しており、予算段階では事業費の抑制策は見受けられない。 同じような請負契約を細分化することで意図的に競争入札を避けて随意契約としているような傾向があり、発注段階での経費削減策に繋がっていない可能性が認められる。 まとめられる契約はなるべく一つにまとめて発注することで競争入札となったり、見積合わせによる競争となり、その結果、価格を低く抑えることができたり、市内の様々な業者が参入できる機会を増やすことが望ましい。	措置済		

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
22	391	結果	22 公設地方卸売 市場 施設改 修事業	工事の分割に ついて 実際の工事内容が競争入札の金額130万円以内となるように事業内容が分割されているように思われる。 特に、①工事内容が同一で工事箇所が異なるケース、②工期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような工事内容を同年に同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある可能性が高い。 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に沿っているものの、公平性は確保されていない。工事内容を不必要に分割することなく、入札により適切に工事業者を選定する必要がある。	施設使用者の業務の支障が最小になるよう、個々の冷蔵室毎に発注したものであるが、今後は、工事内容を十分把握して、不必要に分割することなく、適切な契約方法で行うこととした。	措置済	公設地方卸売 市場	
23	392	結果	23 公設地方卸売 市場 施設改 修事業	工事の分割に ついて 同じような工事を細分化することで意図的に競争入札を避けて随意契約としているような傾向があり、経費削減策に繋がっていない可能性が認められる。 特に、①工事内容が同一で工事箇所が異なるケース、②工期が重なっている、あるいは連続しているケース、③同じような工事内容を同じ業者が実施しているケース、などは特に問題がある。		措置済		

令和4年度包括外部監査「農林水産業の振興に関する事務の執行について」

令和5年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
24	56	意見	1	ファーマーズカレッジ事業費補助金 研修日誌の記載の充実度には研修生によって大きな差がみられ、作業日、作業内容、作業時間しか記録されていないものは研修生の学習レベルを判断できない。報告書の様式を詳細に見直し、学習につながるような視点を盛り込んだ様式に統一すべきである。	研修日誌は、研修の内容が時間や日数などの事業要件を満たしているかについて確認することを目的に報告を求めるものであり、研修生の学習レベルを確認するためのものではないが、令和5年度に就農後の活用を見据えて研修作業を通じて感じた気付きなどを記入するよう、様式の見直しを行うこととした。	農政課	
25	56	意見	2	ファーマーズカレッジ事業費補助金 大分市独自の居住支援については、就農に伴って転居したなどの条件が定められているわけではなく、補助金受給前から居住している物件でも補助対象としているため、補助対象者を市外からの転入者に限るなど、条件を見直す必要がある。	ファーマーズカレッジ事業費補助金の居住支援は、市外からの転入にかかわらず、就農前の研修生及び新規就農者への給付金に加算して支給してきたところであるが、条件の見直しを行い、令和5年度から新規就農者に対する居住支援を廃止し、収入が給付金だけとなる研修生のみを居住支援の対象とする要綱の改正を行うこととした。	農政課	
26	56	意見	3	ファーマーズカレッジ事業費補助金 ファーマーズカレッジ事業費補助金に関して、その承認のためには大分市の審査を受ける必要がある。審査書類を確認したところ、審査会までの状況などの写真や記載はなく、書類以外に特に審査を行った痕跡は確認できなかった。審査会の質問様式などを詳細に見直すとともに、審査会以前の確認状況から実際の審査に至るまでの経緯までも確認できるようにすることが必要である。	令和5年度から事業要件の確認のための審査票に加え、円滑な研修実施や就農のためのチェック項目をまとめたものを作成することとした。審査方法については、コロナ禍で実施できていなかった現地審査を実施するなど、審査会以前の確認状況から実際の審査に至るまでの経緯が確認できるよう見直しを行った。	農政課	
27	56	意見	4	ファーマーズカレッジ事業費補助金 採択基準において、大分県の要綱・要領に基づいた審査を行っており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断している。所得税法上の税制優遇につながる取引（設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金など）などは考慮に入れておらず、農業所得が正確でない可能性がある。従って、現在の「売上高・経費＝所得」といった方法だけではなく、実際の収支決算書を読み込んで行うべきである。	設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金などは租税特別措置法により損金への算入又は税額控除が認められており、国・県の同様の事業において、農業所得の確認は確定申告書のみで判断していることを確認した。このことから現状どおり農業所得の確認は確定申告書で判断することとした。	農政課	
28	56	意見	5	ファーマーズカレッジ事業費補助金 研修生が途中で廃業、死亡、不明の場合などは、保証人が二名いるので、返還してもらうことになるが、病気、災害、死亡の場合の免責条件などは特に定められておらず、リスク管理の具体性に欠ける。具体的な免責・返還等の規定を設定すべきである。	令和5年7月に、大分市ファーマーズカレッジ実施要綱を改正し、病気、災害、死亡の場合の免責条件を規定することとした。	農政課	
29	56	意見	6	ファーマーズカレッジ事業費補助金 農業所得250万円達成者の人数、農業所得の平均値などの目標設定は行われておらず、目標の達成度合いの具体的な評価と分析、その対策などは行われていない。直接事業と異なり補助金は拠出後の追跡評価が有用であり、今後の実績や目標達成度合いの分析や評価を行い、今後の内容・金額・条件等の改善を行うべきである。なお、実績として農業者数などは伸びつつも、高齢化に伴う農家の廃業が多いため、やはり、補助金の内容や金額、条件等について、変更の必要性も検討すべきと判断する。	令和5年度の事務事業評価から農業所得250万円達成者の人数、農業所得の平均値などの目標設定を行い、目標の達成度合いの具体的な評価と分析を行うこととした。当該事業は国・県の事業を補完するよう制度設計していることから、事業の評価・分析による内容・金額・条件等の改善などの対策については、国・県の事業とのバランスを踏まえて適宜検討することとした。	農政課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
30	65	意見	7	親元就農給付金	親元就農給付金の採択基準において、大分県の実態・要領に基づいた審査を行っており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断している。 所得税法上の税制優遇につながる取引(設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金など)などは考慮に入れておらず、農業所得が正確でない可能性がある。現在の「売上高-経費=所得」といった方法だけではなく、実際の収支決算書を読み込んで行うべきである。	国、県の同様の事業において、設備投資の特別償却、経営セーフティ共済掛金などは租税特別措置法により損金への算入又は税額控除が認められており、農業所得の確認は確定申告書のみで判断していることを確認した。このことから現状どおり農業所得の確認は確定申告書で判断することとした。	農政課	
31	73	意見	8	大分市農業振興資金融資預託金	農業者等に対する農業振興資金として長年預託金を交付・返還を受けてきたが、預託金額に対する貸付残高は年々減少しており、所期の目的は既に達成されていると判断できる。 所期の目的を達成しているにも関わらず支出され続けていると判断できる。	貸付残高は年々減少しており、所期の目的は概ね達成できているが、以下の理由により本事業を継続していくこととした。 ①大分市総合計画や第2次大分市農林水産業基本計画において融資の充実を図る目標を設定していること。 ②生産者のための金利0%の融資制度が、本預託金とJAの協力により、実質的な負担なしで運用できていること。 ③これまでも突発的な事柄に対しての農業者支援は融資、補助事業の順序で実施しており、市独自の融資制度は必要であること。 なお、貸付余力が大きいと、令和6年度から預託金額を減額することとし、今後は毎年の融資貸付残高に応じて預託金額を柔軟に変動させる措置を取ることとした。	農政課	
32	74	意見	9	大分市農業振興資金融資預託金	農業振興資金に使用される目的で農業協同組合に預託される預託金については、預託金額に対する貸付金額は年々減少傾向にある。 必要性に乏しく、廃止も検討すべき事業であると判断する。		農政課	
33	74	意見	10	大分市農業振興資金融資預託金	農業者等に対する農業振興資金として、農業協同組合に毎年1億2千万円が預託されてきたが、預託金額に対する貸付金額が年々減少傾向にあり、尚且つ、未利用の預託金額は非常に大きいことから、目標達成に最も効果的ではないと考えられる。		農政課	
34	73	意見	11	大分市農業振興資金融資預託金	農業振興資金の原資としての預託金については、預託金額に対する貸付残高は年々減少傾向にあるものの、農業者等に対する貸付事業は公益性が高く、預託金の交付は公益性の観点から継続すべきであると考える。 一方、市民の税金が原資であることを考慮すれば、1年に1回の預託金の洗い替えは、保守的な観点から一定のメリットはあると判断できる。 貸付余力が非常に大きく、持て余し気味であることを考慮すると減額も視野に入れるべきである。		農政課	
35	73	意見	12	大分市農業振興資金融資預託金	事業費として農業協同組合に支出している預託金額は過去の融資残高と比較して明らかに減少傾向にある。 しかも、1億2千万円のうち、実際に融資残高として使われている金額は1,728万円程度であり、十分に活用されているとは言い難い。 融資が行われていない範囲については、大分市として資金の使用が出来なくなっていることから、減額するか、毎年の融資残高に応じて柔軟に変動させるべきである。	貸付余力が大きいと、令和6年度から預託金額を減額することとし、今後は毎年の融資貸付残高に応じて預託金額を柔軟に変動させる措置を取ることとした。	農政課	
36	73	意見	13	大分市農業振興資金融資預託金	農業者等に対する農業振興資金として農業協同組合に預託されている1億2千万円の内訳については、大分市農業振興資金貸付要綱にも規定されておらず、明確な根拠は存在しない。 預託金は貸付残高に応じて変動させていないことから、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。		農政課	
37	74	意見	14	大分市農業振興資金融資預託金	農業者等に対する農業振興資金としての預託金1億2千万円については、預託金額のうち実際の融資に使われている金額は年々減少傾向にあるものの、毎年同額が預託金として拠出されているため、事業費の支出の成果の検証は行われていないと判断できる。 預託金額に対する貸付残高は減少傾向にあり、尚且つ、未利用の預託金額は非常に大きいことから、事業の見直しや預託金額の削減が必要と判断している。		農政課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
38	74	意見	15 大分市農業振興資金融資預託金	<p>農業者等に対する農業振興資金としての預託金1億2千万円については、預託金額のうち実際の融資に使われている金額は減少傾向にあるものの、毎年同額が預託金として拠出されているため、慣例的に予算配分が行われていると判断できる。</p> <p>社会情勢などを加味して、より農業者等のニーズにマッチした融資制度を検討する必要があると判断する。</p>	<p>預託金額と融資残高の乖離が大きいため、令和6年度から毎年の融資貸付残高に応じて預託金額を柔軟に変動させる措置を取ることとした。</p> <p>また、本融資制度はこれまでもコロナ禍、物価高騰に対しては別建てで手数料及び保証料の補助を行うなど農業者等のニーズにマッチした融資制度となるよう運用してきたところであり、今後も引き続き農業者等のニーズにマッチした制度運用を行うこととした。</p>	農政課	
39	90	意見	16 園芸団地づくり推進交付金	<p>園芸団地づくり推進交付金について、担い手への農地の集積・集約化、および収益性の高い農業への構造改革を推進することが目的であるが、その交付金の成果について、本交付金の具体的な目標などは設定されていない。従って、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されているとは言い難い。</p> <p>農地の集約化・畑地化の面積、農業者の高収益化などについて、本協力金の具体的な目標を設定することが重要と考える。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しているが、今後、同様の事業を実施する場合は、具体的な目標を設定することとした。</p>	農政課	
40	100	意見	17 農地集積協力金	<p>農地集積協力金について、地域と大分市が作成した「人・農地プラン」を核に、新たな農業の担い手へ農地を利用集積・集約化が目的であることから、公益性は高いと判断する。</p> <p>但し、実際に本協力金の目標となる農地の担い手への貸出しなどの具体的な目標は定められておらず、内容・金額についての変更の必要性について、具体的な目標設定も含めて検討すべきである。</p>	<p>本協力金の具体的な目標について、令和5年度の事務事業評価から、「第2次大分市農林水業振興基本計画」に定めた指標である農地中間管理事業による集積面積を評価指標とすることとした。</p> <p>また、内容・金額の変更の必要性については、今後、国・県と意見交換するなかで、検討することとした。</p>	農政課	
41	101	意見	18 農地集積協力金	<p>農地集積協力金について、担い手への農地の集積・集約化を推進することが目的であるが、その交付金の成果について、本協力金の具体的な目標などは設定されていない。従って、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていない。</p> <p>担い手への農地の集積の面積について、本協力金の具体的な目標を設定することが重要と考える。</p>			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
42	108	意見	19	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 事業の目標指標は6次産業化商品数を掲げており、令和3年度は目標値50品目に対し、現状値は82品目となっており、事業の目標は達成できているが、計画の更新に伴い目標指標も95品目(令和8年度)に更新されている。 事業期間延長と目標指標を更新した理由は、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据えてとのことであるが、事務事業評価を確認したところ、事業の成果の検証についての記録が乏しく、事業継続の根拠が不明確であるため、事業期間は合理的に設定されていないと判断する。	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金については、平成28年度から事務事業評価において、事業の成果を検証したうえで個別評価を行っている。令和5年度の事務事業評価から事業検証記録及び事業を継続する根拠を詳細に記入することとした。	農政課	
43	109	意見	20	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 補助金額と負担割合等については、他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定していることから、一定の合理性は認められる。一方、平成28年度に策定された大分市農林水産業振興基本計画に沿って支出されており、計画の更新に伴い事業が継続されているものの、事業期間についての明確な根拠は認められない。	事業期間については、今後の農林水産ビジョンを示す農林水産業振興基本計画にて5カ年における開発商品数の目標を定め、期間を設定している。 なお、当該補助金は「大分市ブランド認証加工品に繋がる事業であることから、同計画の目標としている「大分市ブランド認証数70品」の達成に向け、支援していくこととしている。	農政課	
44	109	意見	21	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 令和3年度の目標値は達成出来ており、また事業実績報告書の提出を受けているが、事務事業評価には事業成果の検討についての具体的な記録が乏しく、販路の拡大といった目的の達成度合いは具体的に評価・分析などは行われていないと判断する。 目標達成に関わらず、本来の目的達成の結果を具体的に評価・分析することが、今後の農林水産業における活性化に寄与するため、商品開発後の販売継続率等の新たな評価指標の設定も必要と考える。	これまで事業実施状況報告書を受理し、事業成果の評価、分析を行ってきたところだが、令和5年度から事務事業評価にも事業成果の検討について具体的に記録することとした。 また、令和5年度事務事業評価から当該補助金にて開発した商品の支援後の状況を把握するため、評価指標に新たに「販売継続率」を設定し、当該補助金にて開発した商品の支援後の販売継続率を検証することとした。	農政課	
45	109	意見	22	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 平成28年度に策定された計画は令和3年度に計画期間が終了することから、農林水産業を取り巻く現状と将来の動向を見据え、農業、林業、水産業を総合的かつ横断的に推進し、基幹産業として持続的に発展させるための第2次計画を策定している。 しかし、令和3年度の目標値は達成出来ており、また事業実績報告書の提出を受けているが、事務事業評価には事業成果の検討についての具体的な記録が乏しい。 また、事業の目的である販路の拡大などの達成状況を直接的に評価できる指標が設定されているわけではなく、支出の具体的な成果の検証や事業の見直し、廃止の検討は必要であると判断する。	これまで事業実施状況報告書を受理し、事業成果の評価、分析を行ってきたところだが、令和5年度から事務事業評価にも事業成果の検討について具体的に記録することとした。 また、販路拡大については、大分市ブランド認証や販路開拓トライアル事業等の多角的な支援策を通じて総合的に支援する必要があるが、当該補助事業は、加工を通じて市産農林水産物の利活用を高める事業であることから、目標指標や事業の利用状況の動向などから成果の検証を行い、より充実した事業となるよう見直しを行うこととした。	農政課	
46	109	意見	23	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 6次産業化商品数の目標指標は概ね達成できているが、事業実施状況報告書を確認したところ、製造を取りやめた補助事業者や前年度の販売実績を下回った補助事業者が散見され、本来の目的である販路の拡大が達成できているとは言い難い。 事業の目的達成に最も効果的であるとは言えず、農林水産業者の販路の拡大につながるような施策を考えることが必要である。	製造を取りやめた補助事業者や前年度の販売実績を下回った補助事業者を含めた全ての補助事業者から、現況、課題、対策、今後の展開、販売実績等を記載した事業実施状況報告書を受理し、評価、分析を行っている。 さらには、令和5年度事務事業評価から、当該補助金にて開発した商品の支援後の状況を把握するため、評価指標に新たに「販売継続率」を設定し、検証することとした。 なお、販路拡大については、大分市ブランド認証や販路開拓トライアル事業等の多角的な支援策を通じて支援しており、引き続き農林水産業者の販路の拡大につながる施策を検討することとした。	農政課	



番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
47	117	意見	24	「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料 おおいた産品創出・魅力発信事業では、6次業化商品数、大分市ブランド認証数、大分市ブランド販売額を評価指標として設定している。また、各小事業のうち、販路開拓トライアル事業では、東京・大阪の店舗に構える大分市コーナーでの月別の売上げが、コーナー運営委託料の1か月平均である215千円を超えること、レベルアップ商談会ではエントリー事業者数、6次産業化セミナーでは参加人数といった評価指標を設定している。 事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。 事業費の成果の検証を具体的にいき、その上で次年度予算や優先度の評価を行うべきである。	令和5年度事務事業評価から評価指標としている商品化件数やブランド認証件数に加え、セミナー参加者アンケート、催事開催実績、商談会商談成立実績等により事業の成果及び支出の効果を検証したうえで、次年度予算や優先度の評価を行い、事業の見直し等も含めた検討をすることとした。 また、評価をした理由についても、事務事業評価に記載することとした。	農政課	
48	117	意見	25	「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料 事務事業評価を確認したところ、事業を行った具体的な成果に関する記録が乏しい。 このため支出の成果の具体的な検証ができておらず、事業の見直しや廃止の検討が適切にされていないと判断する。事業の効果を具体的に評価し、支出の効果を具体的に検討すべきである。			
49	118	意見	26	「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料 事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、具体的な成果の検証が行われておらず、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした根拠の記録が乏しい。このため、事業の手法や実施内容が最も効果的であるかの判断ができない。 成果の評価を適切に行い、最も効果的な手法の検討を行うことが望ましい。			
50	118	意見	27	「おおいた産品創出・魅力発信事業」講演委託料 予算配分は予算編成時に新年度に実施する内容の精査を行い、参考見積書などを徴収して予算額を決定しているが、事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、具体的な成果の検証が行われていない。 また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。 事業の成果の評価・分析を適切に具体的にいった上で、予算配分を検討すべきである。			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
51	124	意見	28	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金 おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていないため、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るといった事業の目的を達成できているとは判断できない。 目的を達成できないのであれば、公益性の観点からおおいたマルシェは予算、内容、期間の見直しをすべきであり、目的を達成できる新規事業を創出することが望ましい。	おおいたマルシェに係る令和元年度から令和3年度までの来場者数が評価指標を達成できなかった主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大によるものと分析している。コロナ禍前の来場者数は平均24,717人(平成29年～令和元年)であり、評価指標を達成できていないものの、事業を実施する意義はあると考えており、令和5年度事務事業評価から「来場者満足度」を評価指標に加え、目標の達成度合いを具体的に検証し、予算、内容、期間等を見直ししていくこととした。	農政課	
52	124	意見	29	おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るといった事業の目的を達成できているとは判断できない。 事業を継続する場合は、適切に事業を見直し、内容・金額についても変更する必要があると考える。			
53	124	意見	30	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金 毎年の補助金の実績額と来場者数を比較したところ特段の関係性は認められず、金額、事業期間は合理的な根拠をもって算定されたか不明である。 適切に事業を見直し、金額、事業期間等についても合理的に算定すべきである。			
54	125	意見	31	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金 おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていない。 事務事業評価を確認したところ、事業の効果の検証についての具体的な記載に乏しく、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていないと考えられる。 来場者数やアンケート以外に、事業を直接的に評価できる評価指標を追加設定するなど、目標の達成度合いの具体的な評価・分析をすることが望ましい。			
55	125	意見	32	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金 事務事業評価を確認したところ、事業の効果の検証についての具体的な記載に乏しく、その記録も明確に残されていない。 従って、事業の見直しが適切に行われているか判断できない。 支出の成果を正しく検証し、事業の見直しや廃止を検討すべきである。			
56	125	意見	33	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金 おおいたマルシェの評価指標は来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できておらず、地産地消にかかる情報発信及び啓発を図るといった事業の目的を達成できているか判断できない。 また、事務事業評価を確認したところ、事業の効果の具体的な検証についての記載が認められない。 これらのことから、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるのかの判断ができない。 事業の効果を具体的に検証し、目標達成に最も効果的な手法に改めるべきである。			
57	125	意見	34	おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金 開催時期や開催場所に関係なく、毎年一定の範囲内で予算が設定されている。 また、目標となる来場者数を設定しているが、令和元年度から令和3年度のどの年度でも評価指標を達成できていない。 過去からの慣例として予算配分が行われていると判断せざるを得ない。おおいたマルシェの目的と目標を明確化・具体化し、補助金支出の必要性を判断していく必要がある。			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
58	135	意見	35	地産地消推進 事業費補助金	補助金交付日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、毎年度の末日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならないと要綱で定められているものの、実施状況報告書の内容が年度ごとの報告となっており、年度の末日までの提出が出来ていない。 提出期限に係る要綱の定めを変更すべきである。	当該事業の実施状況報告書は、大分市地産地消推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に従い、当該年度の末日までに提出する必要があることを周知徹底していくこととした。	農政課	
59	135	意見	36	地産地消推進 事業費補助金	実施状況報告を受けて、担当課は目標を達成できていない事業者へ口頭にて申請に沿った事業展開の必要性を伝えているが、現地確認等は行っておらず、補助金を利用して整備した施設を他に流用されてしまう可能性も考えられる。 実施状況報告を受けて、担当課は目標を達成できていない事業者に対しては、必要に応じてヒアリングや現場確認を行うべきである。	目標未達成の補助事業者については、必要に応じ、ヒアリングを行っているが、令和5年度からは現地確認を実施することとした。また、事業実施後5年間提出を求めている実施状況報告書の最終提出年度に、全ての該当施設を対象に現地確認を実施することとした。	農政課	
60	136	意見	37	地産地消推進 事業費補助金	補助金を利用して整備した施設の使用状況について、現地確認等は行っておらず、補助金を利用して整備した施設が適切に使われていない可能性がある。事業実施状況を受けて、製造状況・販売状況に異常性を確認した場合は、ヒアリングや現地確認を行うことが必要である。			

番号	報告書 ページ	意見		内容	措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目				
61	135	意見	38	地産地消推進 事業費補助金	地産地消推進事業費補助金は、申請件数の減少などにより令和4年度から予算計上していない。今後の社会情勢や市民ニーズを把握する中、当該事業内容の変更や終了について検討することとした。	農政課	
62	136	意見	39	地産地消推進 事業費補助金			
63	136	意見	40	地産地消推進 事業費補助金			
64	136	意見	41	地産地消推進 事業費補助金			
65	137	意見	42	地産地消推進 事業費補助金			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
66	143	意見	43	市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金	補助金交付申請書の日付がほとんど同一日で、さらに同一筆跡のようであり、補助対象者が記載をしていないようである。申請書の收受処理や、交付決定通知の事務手続きの負担軽減のため、申請書の日付を空欄で提出してもらい、統一した日付を大分市役所担当者が記載しており、適切に申請書類が作成されていないと判断する。	農政課	
67	143	意見	44	市立小中学校給食米粉パン利用促進事業補助金	事務事業評価を確認したところ、補助金の実績の具体的な成果についての記録が乏しく、目標の達成度合いは具体的には評価・分析されていない。より実態に即した施策に向けて評価・分析を行うべきであると判断する。	農政課	
68	153	意見	45	中山間地域等直接支払交付金	交付金の交付においては必要書類を事業年度の6月30日までに提出する必要がある。2号事業様式(第4 集落マスタープラン)において、活動方策に対する活動計画(目標)に記載がない集落が散見された。2号事業様式(第7 交付金の使用方法等)において、該当する集落のほとんどで積立金又は次年度への繰越予定額に記載がない。2号事業様式(第7 交付金の使用方法等)において、該当する集落のほとんどで記載がなされていない。また、積立に係る記載がなされているが実際の積立額とは異なる集落も見られた。	生産振興課	
69	153	意見	46	中山間地域等直接支払交付金	大分県への実績報告は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は交付金等の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日まで知事に提出しなければならないとされている。高齢の事業者が書類の作成に手間がかかることやパソコン入力等に不慣れなこと、事業者からの実績報告を受け取ってから県への実績報告までの期間が極めて短い等の理由からやむなく書類作成を手厚く支援しているという事情があるが、過剰な行政サービスとならないように留意するとともに事業者自らが必要書類を作成できるように指導していく必要がある。	生産振興課	
70	153	意見	47	中山間地域等直接支払交付金	事務事業評価における評価指標は取組集落数のみとなっているが、市町村の役割から事務事業評価の目標には、補助金から自律する集落数も評価の視点に加えて、事務事業評価を実施すべきである。	生産振興課	
71	168	意見	48	大分市多面的機能支払交付金	大分市は交付対象となる活動組織に対して誓約書を提出させることとなっているが、誓約書の署名が、活動組織ではなく、代表者の個人名で誓約書を提出している事例が多数見られた。誓約書には、組織名と代表者名をともに記載すべきである。	生産振興課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
72	168	意見	49	大分市多面的機能支払交付金 大分市の広域活動組織は、資金の管理及び金銭出納帳の作成を外部業者に全面的に委託しているにもかかわらず、金銭出納簿が、期首から数百万円マイナスとなっており実際の資金残高と全く一致しない状態である。 期中にマイナスがさらに拡大するが、途中から残高がプラスとなり最終的には残高が一致するようにしているようであるが、適切な資金の管理が行われているか疑念がある。 多額の補助金の交付及び多額の繰越金を有していることから、外部委託する場合は、業者の能力等に十分留意する必要がある。	広域活動組織が資金の管理能力及び金銭出納簿の作成・処理能力を確認したうえで、令和5年度から外部委託業者を変更している。引き続き、適切な資金の管理が行われているか外部委託業者の能力等も含めて留意することとした。	生産振興課	
73	168	意見	50	大分市多面的機能支払交付金 大分市多面的機能保全広域協定は数が多く各活動組織の資料をまとめるだけで多大な労力を要する。1つ1つの資料が複雑であるため全体を1つにまとめるためには労力だけでなく高い専門的能力も必要になってくる。 広域活動組織の数が多くなりすぎ、自分たちの力では管理することができないため資金の管理や事務を全面的に外部委託している。委託報酬は、補助金の10%と多額である。 広域化することで全体が管理できなくなっていること、業務委託報酬が多額になること、業務委託先の能力に問題があること等、様々な弊害が見られる。 広域活動組織について、上記の問題が生じないようにするため、外部委託する場合は、事前に業者の能力等に十分留意する必要がある。			
74	168	意見	51	大分市多面的機能支払交付金 持ち越し金の審査結果に担当者の氏名が空欄となっている。本来であれば返還する必要がある補助金であるため厳格な審査と持ち越し金の使用について適切に確認を行う必要がある。	大分市多面的機能支払交付金の支給における書類において、必要事項の記載漏れがないか複数人で確認することとした。	生産振興課	
75	168	意見	52	大分市多面的機能支払交付金 持ち越し金が多額になっている活動組織も見られる。また、水路工事等を行うために多額の資金を持ち越している活動組織も見られる。 水路工事等を行う予定の活動組織については、水路工事等の詳細や金額については見積書を入手する等、用途とその金額について厳正に審査を行うことが望ましい。	令和5年度から活動組織が水路や農道等の補修工事を行うために多額の資金を持ち越す際は、具体的な工事の内容や金額について、見積書や仕様書を確認して審査することとした。	生産振興課	
76	169	意見	53	大分市多面的機能支払交付金 大分県が作成した手引に従って使い方や金額等は、活動組織で話し合っただけで決定しているものの、以下のような問題が散見されている。 チップソーを125千円で購入しているが、見積合わせが行われていない。 チップソーが財産管理台帳に記載されておらず、管理が行われていない。 チューリップの球根代として、350千円の支出が行われているが、見積書が認められず、競争的な契約が行われていない。 デジタルカメラ等:118千円(4/30購入)財産管理台帳に記載なし 基礎工事:132千円(12/28)見積合わせなし レンゲ草種子:101千円 見積合わせなし 事務委託費:1,050千円(11/30) 見積合わせなし 事務委託費:1,012千円(3/28) 見積合わせなし 委託業者との契約において、補助金の10%を事務委託費としている。 見積合わせ等の競争的な入札は行われていない。 1社見積りのみで、見積合わせなし	令和5年度から市が開催する事務説明会において、物品の購入金額や請負契約金額に応じた見積書を複数の業者から徴収するように活動組織に指導することとした。また、財産管理台帳の記載などについても周知するとともに、説明の際は口頭の説明ではなく、必要な書類を明記した資料を用いて説明することとした。	生産振興課	
77	169	意見	54	大分市多面的機能支払交付金 一般競争入札以外で契約するにあたり、理由書などが作成されていない。理由書の提出を求めるべきである。	令和5年度から活動組織が一般競争入札以外の方法により相手方を選定したときは、理由書の提出を求めることとした。	生産振興課	
78	169	意見	55	大分市多面的機能保全広域協定は、補助金の管理、支払、記帳までの管理業務を外部の業者に全面的に委託しているが、その外部業者の選定にあたり、競争的な入札が行われていない。			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
79	169	意見	56	大分市多面的機能支払交付金 一般競争入札以外で契約するにあたり、理由書の提出を求めるべきである旨の条件が交付決定通知書に付されていないため、上記の決まりが周知されておらず、競争的な契約となっていない。	競争入札に係る条件が付されていないため、令和5年度の交付決定通知書から補助金の交付条件を付すこととした。	生産振興課	
80	169	意見	57	大分市多面的機能支払交付金 指名停止に関する申立書の提出がなされていない。工事請負契約については、指名競争入札に付されているが、指名停止に関する申立書が徴求されていない。	令和5年度から活動組織の説明会や現地確認等の機会において、活動組織の会計担当者等に売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は見積合わせに参加しようとする者から、第9号様式による指名停止に関する申立書の提出を求めるよう指導することとした。	生産振興課	
81	169	意見	58	大分市多面的機能支払交付金 少額物品等については市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続きを行うよう明文化を行い、競争性のある購入となるよう指導すべきである。	見積合わせについて説明会や現地確認等の機会において口頭で指導を行ってきたが、令和5年度からは口頭での指導に加え、配布する資料内に金額に応じた必要見積数を明記し、指導を強化することとした。	生産振興課	
82	180	意見	59	農業パワーアップ事業費補助金 営農集団は、消費税課税事業者届出書を提出する必要はなく、消費税も補助対象となるが、今回の事例のように営農集団で導入した機械を構成員が占有し個別に使用する場合は、実質的には各農家が購入したものと判断されるおそれがある。導入機械の所有権が営農集団にあることを明確にするため、営農集団等の任意組織が事業主体となる場合は、機械を共同利用、共同管理することが分かる書類を添付する必要がある。	令和5年度から農業パワーアップ事業の後継事業であるスマート農業技術等活用支援事業において、事業主体が任意の営農集団の場合、計画認定申請書に組織の規約や機械の管理規程を添付することとし、機械を共同利用、共同管理されていることを確認することとした。	生産振興課	
83	180	意見	60	農業パワーアップ事業費補助金 営農集団は、消費税課税事業者届出書を提出する必要はなく、消費税も補助対象となるが、今回の事例のように営農集団で導入した機械を構成員が占有し個別に使用する場合は、実質的には各農家が購入したものと判断されるおそれがある。導入機械の所有権が営農集団にあることを明確にするため、営農集団等の任意組織が事業主体となる場合は、機械を共同利用、共同管理することが分かる書類を添付する必要がある。			
84	180	意見	61	農業パワーアップ事業費補助金 補助金は、交付決定前に支出される経費は対象とならないため、着手日が交付決定日以後であることを確認する必要があるが、証拠書類に基づく検証が行われていない。そもそも、事業着手日を確認できる書類すら徴求していないため、着手日を確認できる書類を徴求すべきである。	令和5年4月に、農業パワーアップ事業の後継事業であるスマート農業技術等活用支援事業の補助金交付要綱を改正し、実績報告書に着手日が確認できる書類の添付を求めることとした。	生産振興課	
85	181	意見	62	農業パワーアップ事業費補助金 補助金は交付決定前に支出される経費は対象とならないため、着手日が交付決定日以後であることを確認する必要があるが、事業着手日を確認できる書類を徴求していないため、着手日を確認できる書類を徴求すべきである。			
86	180	意見	63	農業パワーアップ事業費補助金 実績報告書の添付書類は支払いを確認できる書類とされており、領収書等が添付されていれば支出については確認できる。しかしながら、支出内容及び事業完了を確認できる書類として、市に準じた基準に基づき契約書や納品書、請求書を徴求すべきである。	令和5年4月に、農業パワーアップ事業の後継事業であるスマート農業技術等活用支援事業の補助金交付要綱を改正し、実績報告書に納品書又は請求書の添付を求めることとした。	生産振興課	
87	181	意見	64	農業パワーアップ事業費補助金 実績報告書の添付書類は支払いを確認できる書類とされているが、支出内容及び事業完了を確認できる書類として、市に準じた基準に基づき契約書や納品書、請求書を徴求すべきである。			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
88	180	意見	65	農業パワーアップ事業費補助金	施設費は生産に係る施設、設備、機械装置等の購入費又はリース料であって、それらを合計した額が200千円を超えるものとされている。施設費として支出した中に既存設備の撤去費用が含まれているが、要綱上、撤去費用を補助対象経費としていることが明確ではないため、補助対象外経費として判断されることが無いよう、明確に規定する必要がある。	令和5年4月に、農業パワーアップ事業の後継事業であるスマート農業技術等活用支援事業の補助金交付要綱を改正し、必要最低限の撤去費用を補助対象とすることを明記した。	生産振興課	
89	181	意見	66	農業パワーアップ事業費補助金	施設費として支出した中に既存設備の撤去費用が含まれているが、要綱上、撤去費用を補助対象経費としていることが明確ではないため、補助対象外経費として判断されることが無いよう、明確に規定する必要がある。			
90	181	意見	67	農業パワーアップ事業費補助金	設備投資を複数年に分割することにより、補助金をより多く受け取ることが可能となる。同様の補助金を2年連続で受けている事業者が1件見られた。本事業の要綱上、同様の内容で複数回の補助金交付を妨げる規定がないため補助対象外にはならないが、今後、実施する補助事業においては、同様の内容で複数回申請があった場合は、補助金の必要性を詳細に検討し、場合によっては複数回の交付は出来ないよう規定を設けることを検討する必要がある。	農業パワーアップ事業の後継事業であるスマート農業技術等活用支援事業において、令和4年度の事業開始時から導入する設備や機械の種類により、補助金を交付する回数を原則1回とする要綱としており、当該要綱に基づき事業を適切に実施することとした。	生産振興課	
91	181	意見	68	農業パワーアップ事業費補助金	事業実施の要件として、生産等に係る施設及び機械等の高度化が要件となっている。高度化とは、省力化、生産性向上、コスト削減、災害防止等である。省力化や生産性向上、コスト削減が申請書等に記載されているが具体的な経営数値を記載したものはない。具体的な数値(現状と目標)を明確にしなければ、本当に経営改善につながるのか否かが不明であるし、費用対効果を検証することもできない。また、当該補助事業は5年間状況報告を行うことになっているが具体的な目標数値がなければ状況報告の意味がないし、認定農業者への適切な指導や助言を行うことができない。高度化に係る具体的な経営改善数値(現状と5年間の目標)を明確にするべきである。	農業パワーアップ事業の後継事業であるスマート農業技術等活用支援事業では、令和4年度の事業開始時から計画認定申請書及び実施状況報告書に施設や機械等導入による経営改善効果を示す現状及び目標の具体的な数値指標を記入する様式としていることから、高度化に係る具体的な経営改善数値を明確にし認定農業者への適切な指導や助言を行うこととした。	生産振興課	
92	192	意見	69	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	事業実施計画の申請を受けたときの審査の過程及び結果は、園芸施設整備事業地方審査結果表にまとめられているが、審査の形骸化を是正するため、審査方法の運用を改善するとともに、審査した項目の達成状況を補助金交付後の5年間の実施状況報告において確認していく必要がある。	園芸施設整備事業地方審査結果表に記載の審査項目は、事業申請に至るまでの間に、関係機関での協議やヒアリングなどにより、適正に審査している。また、令和5年度から事業申請時に取組予定ということで「可」と判断した審査項目については、実施状況報告において達成状況を確認することで、審査後及び事業実施後のフォローアップを強化することとした。	生産振興課	



番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
93	192	意見	70	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	全農大分県本部と工事施工業者との間の建設工事又は製造請負工事に関する契約については、競争契約等により工事が実施されているかを確認する必要がある。 当該契約方式は、本来原則とされている一般競争入札ではなく指名競争入札が採用されているが、指名競争入札とする場合は、事業の運営上、一般競争入札に付すことが適切でない理由を明確にしておく必要がある。	令和5年度から原則一般競争入札とすべき250万円以上の工事請負を指名競争入札とする場合は、一般競争入札に付すことが適当でない理由書を着手届の入札結果表に添付し、提出させることとした。	生産振興課	
94	192	意見	71	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	250万円以上の工事請負については一般競争入札を実施するが、事業の運営上、一般競争に付すことが適当でない場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。 事業の請負先の選定について、関連する資料を確認したところ、本来は一般競争入札になる要件であるにもかかわらず明確な理由がないまま指名競争入札としていた事例があった。 250万円以上の工事請負について指名競争入札とする場合は、一般の競争に付すことが適当でない理由書等を徴求すべきである。			
95	192	意見	72	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	事業完了届の提出があった時は、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合している確認するために完了確認検査を行い、完了確認検査調書を作成するものとされているが、事業完了届出の提出日以前(施設の完成引渡時に)に完了確認検査を行っている。 完了確認検査は、補助金決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを確認するために実施するため、要綱に従い、補助事業者が完了届出書を提出した後に確認検査を行うべきである。	大分市園芸総合対策事業費補助金第9条の規定に基づき、完了確認検査は、補助事業者が完了届出書を提出した後にすることとした。	生産振興課	
96	192	意見	73	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	実施状況報告書及び添付書類を閲覧した結果、添付書類(事業報告書)の記載項目に、現在の経営状況等という項目があり、報告年度の栽培面積、出荷量、販売額を記載することになっているが、補助金の効果が判断できない。補助金の効果を明確にするため、補助金交付直前の事業年度からの各事業年度の数値を記載すべきである。 また、同様に本補助金は農家所得の向上を目的としているため、記載事項に、補助金交付直前から報告年度までの所得の金額を追加するべきである。	事業効果を検証しやすいよう、実施状況報告書に記載する栽培面積等について、補助金交付の前年度と報告年度の数値を記載することとした。また、令和5年度以降の補助対象者に対しては、所得の報告も求めることとした。	生産振興課	
97	193	意見	74	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	設備の契約に際し、補助事業者と全農大分県本部と施主代行委任契約を行っている。 補助事業者と受託事業者である全農大分県本部との間に利益相反関係が生じている。よって、全農大分県本部には、契約金額をより安くしようというインセンティブは働かず、逆に現在の契約内容であれば、契約金額が不当に高止まりする可能性がある点には留意が必要である。	今後も引き続き適正な競争契約が行われていることを留意することとした。	生産振興課	
98	193	意見	75	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	事務事業評価個表において、類似事業の有無に対する記載が漏れている。類似事業を把握しておかないと事業の重複が生じ無駄な税金が使われることになってしまう。	令和5年度の事務事業評価個表から類似事業の有無について記載し、適正に作成した。	生産振興課	
99	193	意見	76	大分市園芸振興総合対策事業費補助金	事務事業評価においては評価指標を主要品目の産出額としているが、新型コロナウイルス流行の影響で実績値が基準値を下回る事態となっていることを踏まえ、今後の推移を見守り、評価指標の設定について検討していく必要がある。	今後の推移を見守り、評価指標の設定について検討することとした。	生産振興課	
100	201	意見	77	大分市野菜花き振興会等運営費補助金	申請に必要な書類において、補助対象経費が限定列挙されているが、内容があいまいな項目も多いため具体的な例示を行い補助事業者が判断に迷わないようにすべきである。	令和5年度中に補助対象経費一覧表を作成し、補助対象経費を分かりやすく例示することとした。	生産振興課	
101	201	意見	78	大分市野菜花き振興会等運営費補助金	販売促進のために支出した消耗品費、印刷製本費を販売促進費として補助対象経費に計上しているが、補助対象経費に該当することが書類上明確ではないため、補助対象経費の費目に沿って計上する必要がある。	振興会の支出の費目は、補助対象経費の費目に沿って計上するよう、振興会に指導することとした。	生産振興課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
102	201	意見	79	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 昭和61年度から継続しており、そもそも事業期間は設定されていない。これは、各振興会の運営を支援する目的の事業であり、振興会が存続する以上は永続的に支出する前提であり、振興会が自立して経費を賅うことなどは想定されていない。事業期間は合理的に設定されているとは判断できない。	振興会は、これまで会員相互の親睦や研鑽、研修、講演会などを行うとともに行政が農業者から直接、意見を伺う場や行政からの情報提供の場として、本市の農業振興に寄与してきた。しかしながら、振興会の運営が形骸化していることや農業者自身の主体的な運営が縮小していることもあり、今後の補助や振興会のあり方について、振興会と市で協議していくこととした。	生産振興課	
103	201	意見	80	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 振興会への支援を目的としている補助事業であり、将来的に市の負担なしで振興会を運営していくことは市も振興会も当初より想定していないと思われる。また、補助事業者である振興会も市からの負担を軽減し最終的には自立しようという意識は皆無であると思われる。市と補助事業者で自立に向けた協議を実施し、今後の補助や振興会のあり方について方向性を示すべきである。			
104	202	意見	81	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等運営等すべきである。補助金を直ちになくすことは現実的ではないが、2/3以内という補助率は非常に高いため段階的な縮小を検討すべきである。			
105	202	意見	82	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 大分市は様々な団体へ運営費用の補助金を交付しているが、振興会等の団体の運営は本来であれば市の補助金なしに自力で運営すべきである。大分市野菜花き振興会等運営費補助金に限らず、これらの団体に対する補助金について、公平性の問題は無いとは言えない。様々な事業者間で振興会と呼ばれる組織は多数存在しており、それらへの補助等がないことを考えると、公平性には問題が存在する。			
106	202	意見	83	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 負担割合は2/3以内と高い補助率であり、かつ、事業自体も昭和61年度開始と非常に長期間に渡り継続されている。本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等により自力で運営すべきである。振興会への補助はある程度やむを得ないとしても2/3以内という高い補助率については見直しを検討すべきである。			
107	202	意見	84	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 本来であれば、振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等だけで運営すべきであるが、長年にわたり大分市が運営費の助成を行っており、大分市が負担を避けられるコストは存在している。			
108	203	意見	85	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 補助金等の支給により一定の成果は認められているであろうが成果の検証などは行われておらず、要領で振興会への補助が前提の制度であると定められており、事業の見直しや廃止は行われていない。昭和61年の事業開始から事業環境は大きく変化していることから、事業の見直しや廃止を検討すべきである。			
109	203	意見	86	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 振興会の目的や実施する事業内容は事業の概要のとおりであるが、振興会の予算や事業規模があまりにも僅少であることから、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるとは言えない。			
110	203	意見	87	大分市野菜花き振興会等運営費補助金 振興会の運営は市の補助金に頼らず振興会の会員の会費や直売所の販売代金等だけで運営すべきである。また、事務局を大分市農林水産部生産振興課に置いている点について、職員の事務負担に係るコストが見えない補助金となっているともいえる。			

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
111	202	意見	88	大分市野菜花き振興会等運営費補助金	振興会の目的及び事業内容と重複した事業を行う施策は他に多くあると思われるため、役割を見直し、より効果のある事業を実施することが望まれる。実際に実施されているのは③消費宣伝及び消費者との交流・啓発活動と④研修会、講演会等の事業実施による組織強化のみであり、予算の大半はおおいたマルシェ、直販所リーフレット作成が占めている。	コロナ禍において、振興会としての活動は限られていたが、アフターコロナにおいては、先進地の視察研修や品目の垣根を超えた農業者間の情報交換など、より効果のある事業を実施するよう指導することとした。	生産振興課	
112	202	意見	89	大分市野菜花き振興会等運営費補助金	事業費や補助金等の実績や成果の整理や評価は行われておらず、目標の達成度合いの評価・分析などは行われていない。振興会への補助金であるため目標設定は行われておらず、個別具体的に実績や成果の把握、評価分析は実施されていない。	令和5年度の事務事業評価個表において、「主要品目の産出額」を評価指標に設定し、実績や成果の把握、評価分析を行った。	生産振興課	
113	209	意見	90	家畜自衛防疫対策事業	補助金の使途は幅広く認められているが、実際に支払いが行われたことをより確実に確認するために領収書や通帳の写しを徴求すべきである。	これまでは、申請者から提出された請求書で内容を確認したうえで補助金を交付していたが、令和5年度から、領収書や通帳の写しを求めることとした。	生産振興課	
114	209	意見	91	家畜自衛防疫対策事業	家畜伝染病及び特定疾病の予防の必要性は高いものの、家畜伝染病等が発生したか否かでしか補助金の成果が不明なまま、事業の見直しなどを行っていない。家畜伝染病等の経緯などを分析し、防鳥ネット等の設備投資などにより効果的な防疫手法への支援も検討すべきである。	令和5年度中に家畜伝染病及び特定疾病の予防について、県や家畜保健衛生所と防疫に必要な取組を協議することとした。	生産振興課	
115	217	意見	92	優良家畜導入事業費補助金	消費税課税事業者届出書が、提出書類に明示されていないため、消費税の免税事業者か否かを事後的に確認することができなかった。補助金の交付で特に注意すべきである免税事業者については、法人は課税事業者、個人は小規模であるため免税事業者であると判断しており、個人については消費税の課税免税の確認を行っていない。令和3年度では、免税事業者として消費税分も補助金を受け取っている事業者がいるため、事前に書類にて確認を行う必要がある。個人に対する補助金は、消費税に係る経費も補助対象経費として交付しているため、過年度分について早急に消費税課税事業者の確認を行う必要があり、課税事業者であれば補助金の返還を求めべきである。	令和5年度から法人、個人に関係なく、交付申請時に消費税課税事業者届出書の提出を求めて確認することとした。また、過年度分についても令和5年度中に消費税課税事業者の確認を行うこととし、消費税課税事業者であれば補助金の返還を求めると必要な対応をとることとした。	生産振興課	
116	217	意見	93	優良家畜導入事業費補助金	肉用牛(導入)については、誓約書を徴求しているが、他の補助金については誓約書が徴求されていない。重要な書類であるため漏れなく徴求すべきである。	令和5年度から優良家畜導入事業の全ての対象事業について誓約書の提出を求めるとこととした。 ※優良家畜導入事業の対象事業 豚(導入豚)、肉用牛(導入牛・育成牛)、(導入牛・育成牛・判別精液)	生産振興課	
117	217	意見	94	優良家畜導入事業費補助金	優良な肉用雌牛を自家保有することで、規模拡大の促進と県外への流出を抑制出来つつある。また、乳用牛においては頭数の増頭・維持及び夏季乳量確保の観点から事業は当面継続すべきである。内容・金額について令和3年度の評価指標が未達であったため再度検討の必要がある。	目標値については、第2次大分市農林水産業振興基本計画を作成する際の年次目標としたため、令和3年度の評価指標は未達である。補助事業の内容、補助金額の変更については生産者、関係機関とも協議を行い、適切な補助内容を検討することとした。	生産振興課	
118	217	意見	95	優良家畜導入事業費補助金	補助金の実績や成果は整理されておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。令和4年度事務事業評価については整理されているが、達成状況が空欄となっている。また、評価指標が乳用牛、肉用牛ともに未達となっているが、なぜ未達となったのか、どのようにすれば達成できるのか等の分析がなされていない。課題や問題点等を具体的に記載すべきである。	令和5年度の事務事業評価から、第2次大分市農林水産業振興基本計画で掲げている生乳と和牛子牛の生産量の現状値(令和2年度)と目標値(令和8年度)の評価指標に加え、達成状況も明記し、課題や問題点の現状分析を行い、目標の達成に努めることとした。	生産振興課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
119	217	意見	96	優良家畜導入 事業費補助金	補助金の支出の成果は適切に検証されておらず、事業の見直しや廃止などの検討が行われていない。 補助金の目的を達成するためには、それに見合った投資が必要となるが、補助金の上限を設けており中途半端な助成となっている。 また、すべての畜産農家に平等に予算が配分されており支出の効果が低い。 目的達成のためには、抜本的な変革を行い、思い切った助成を行うべきである。具体的には以下のとおりである。 ① 補助金の額(予算)を大幅に引き上げること ② 規模拡大の意思と能力のある畜産農家に重点的に助成すること	現在の畜産状況を見ると、頭数に関係なく取り組みやすいこの事業は、畜産農家にとって必要な事業であると認識している。また、当該事業は、育成牛や導入牛の数に応じて補助していることから、全ての畜産農家に平等に予算が配分されていると言えるが、規模拡大の意思と能力のある畜産農家は相対的に育成牛や導入牛が他の農家より多くなるため、結果として補助額が多くなり、重点的に助成されているとも言えるため、引き続き県・農業団体・生産者等と協議を進め、支援の強化に努めていくこととした。	生産振興課	
120	218	意見	97	優良家畜導入 事業費補助金	畜産業界の置かれた経営環境は厳しい状況にあるため、様々な支援が必要であると言える。1つ1つの補助事業で有効性を判断するのではなく、畜産に関連する事業を総合的に判断することが望ましい。	畜産農家への個々の支援事業の個別評価の積み上げを行い、畜産農家の経営状況の改善に向けた総合的な支援を行うことで、畜産農家の経営状況の改善を図ることとした。	生産振興課	
121	226	意見	98	おおいと和牛 生産向上対策 事業費補助金	補助金の申請があった時は、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査をし、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。交付申請に際して十分な検討が必要であり、検討の過程と結果を文書で残す必要がある。後日、検証可能な文書は存在しないため適切な審査が実施されているか確認ができなかった。	令和5年度より事業対象とする牛については、頭数調査等の現地確認で確認したうえで市の台帳を整理することにより、検討の過程と結果を文書で残すこととした。	生産振興課	
122	226	意見	99	おおいと和牛 生産向上対策 事業費補助金	実績報告に係る書類について、第三者に対しても実施した手続きの内容等が明らかになる文書で残す必要がある(おおいと和牛生産向上対策事業実施要領第5条、おおいと和牛生産向上対策事業実施要領第7条)	令和5年度から実績報告書に子牛登記書の提出を求めることとした。	生産振興課	
123	227	意見	100	おおいと和牛 生産向上対策 事業費補助金	令和4年度の事務事業評価において、評価指標は「増頭頭数」と「人工授精実施頭数」とされているが、基準値や令和3年度の目標値、目標年度の目標値、達成状況が空欄となっており、十分な分析が行われていない。	令和5年度の事務事業評価から、基準値、目標値、目標年度等を明記し、達成状況の検証を行い、より成果を上げられるよう努めることとした。	生産振興課	
124	227	意見	101	おおいと和牛 生産向上対策 事業費補助金	本補助金を増減させた場合、農家の意欲や経営にどのような影響を及ぼすかなどのデータ収集や検証を行っておらず、支出の成果の分析などは行うべきである。	おおいと和牛生産向上対策事業は県の補助事業であることから、令和5年度から県と連携して支出の成果の分析を行うこととした。	生産振興課	
125	227	意見	102	おおいと和牛 生産向上対策 事業費補助金	令和4年度の事務事業評価において、総合評価の優先順位は高いとされ、事業は現行通り維持する方針であるが、支出の効果が検証されていないため事業の継続が適切か否か検証できない。	令和5年度の事務事業評価から、支出の効果などから達成状況の検証を行い、事業継続の適否について判断していくこととした。	生産振興課	
126	227	意見	103	おおいと和牛 生産向上対策 事業費補助金	昭和61年度から事業開始となっており、また、事業環境の変化に応じて金額や内容等の変更は行われていないことから、過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。 事務事業評価の個別評価において、課題や問題点等に対するコメントが見られないが、具体的に列挙すべきである。	県の間接補助事業であるおおいと和牛生産向上対策事業は、県が、高齢化の問題や後継者不足などの課題や社会情勢の変化に応じて、事業の一部要件等を見直しながら、事業を実施している。今後も、県と課題や問題点等の解決に向けて協議を行いながら事業を進めていくこととした。 また、令和5年度の事務事業評価から個別評価における課題等に対するコメントを、明記することとした。	生産振興課	
127	234	意見	104	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	要綱において補助対象経費が定められているが、補助事業者からの申請書などの記載において、補助対象経費に合致するか明確でなかった。今後は、明確に記載するよう補助事業者に求める必要があるとともに、適切な審査を行うべきである。	酪農経営安定継続支援事業費補助金は、令和3年度をもって廃止した事業であるが、今後、同様の事業を実施する際は、導入する機械を明確にして補助事業を実施することとした。	生産振興課	
128	234	意見	105	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	交付申請時において、法人が現在も活動しているか否かを確認するために定期巡回に加えて、決算報告書も徴求することが望ましい。	酪農経営安定継続支援事業費補助金は、令和3年度をもって廃止した事業であるが、今後、同様の事業をする際は、必要に応じて交付申請時に決算報告書の提出を求めることとした。	生産振興課	
129	235	意見	106	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	補助金の交付対象者である法人に関して、現状では、定款を入手することになっているが、法人として適切に事業活動を行っているか確認するために定期巡回に加えて、決算報告書も徴求することが望ましい。		生産振興課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
130	234	意見 107	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	実績報告に係る書類に関して、実績報告書にも財産管理台帳の添付が求められているものの、適切に記載されていない。	酪農経営安定継続支援事業費補助金は、令和3年度をもって廃止した事業であるが、今後、同様の事業を実施する際は、実績報告書に添付する財産管理台帳について、数量など適切に記載するよう指導することとした。	生産振興課	
131	234	意見 108	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	財産管理台帳に数量を記載する箇所がない。複数台購入するケースもあることから適切な台帳管理を行うためには数量の記載が必要である。			
132	235	意見 109	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	補助対象となる費用に関して、実際に支払いが行われた否かについては、領収書や通帳の写しが添付されていないため判断ができなかった。支払の事実を確認するために、領収書又は通帳の写しを徴求すべきである。	酪農経営安定継続支援事業費補助金は、令和3年度をもって廃止した事業であるが、今後、同様の事業を実施する際は、実績報告書と併せて領収書や通帳の写しの提出を求めることとした。	生産振興課	
133	235	意見 110	酪農経営安定 継続支援事業 費補助金	申請時において、機械装置購入による具体的な数値(省力化、コスト低減、収益性の向上)や購入後の効果を見込んだ事業計画が作成されていない。 実績報告において、事業の成果が簡単な文章で記載されているのみであり、機械装置購入によりどのように事業の目的(生産コスト低減、収益性の向上)が達成されたのか、具体的に記載すべきであった。 省力化、飼料自給率の向上等により生産コストを低減し、酪農経営の収益性の向上等に資する(大分市酪農経営安定継続支援事業費補助金交付要綱第3条)という目的からすると、申請時において、専門家の関与のもと具体的な効果および事業計画を作成し、購入後も数年間は活動状況を確認することが望ましい。	酪農経営安定継続支援事業費補助金は、令和3年度をもって廃止した事業であるが、今後、同様の事業をする際は、必要に応じて事業計画の作成について検討するとともに、申請時に指標を定め、事業完了年度の翌年から数年間は活動状況を確認することとした。	生産振興課	
134	241	意見 111	単独農林水産 施設災害復旧 事業 工事請 負費	大分市災害復旧事業申請書に記載されている災害の内容が、「法面崩壊」「農地の崩壊」「石積の復旧」と記載されているのみで、何の災害により具体的にどのような被害を受けたのか分からないものが散見された。具体的な災害内容を記載すべきである。	災害名や具体的な被災内容の記載の有無について、申請時にその場で職員が確認し、記載のない申請書は、その場で記載するよう促すことを徹底することとした。	生産振興課	
135	242	意見 112	単独農林水産 施設災害復旧 事業 工事請 負費	具体的に何の災害でどのような被害を被ったかの記載がないことから、本当に災害を起因とした被害なのかを画面から判断することが出来なかった。 本事業を適用させてよい被害かを見極めることにより事業費の抑制を図ることができる。			
136	242	意見 113	単独農林水産 施設災害復旧 事業 工事請 負費	大分市災害復旧事業申請書に記載されている災害の内容が、「法面崩壊」「農地の崩壊」「石積の復旧」と記載されているのみで、何の災害により具体的にどのような被害を受けたのか分からないものが散見された。このため、災害に起因する被害なのかを判断することができず、本事業を適用すべきではない事象が含まれている可能性がある。 具体的な災害名と被害を記載させる必要がある。			
137	242	意見 114	単独農林水産 施設災害復旧 事業 工事請 負費	契約事務規則上の金額的要件に基づいて、見積合わせによる契約が適切に行われており、下記の問題点を除き、選定・入札等は適切に行われていると判断できる。 本事業は、原則40万円未満の事業となっているが、40万円超の見積書を提出する業者が散見されており、40万円未満の見積書を提出すれば必ず受注できる状況となっており、競争原理が働いていない。見積り業者の選定に一層の注意が必要である。	業者が40万円超の見積書を提出することは問題ないが、業者の選定の際は、地域性や実績等を考慮し、より競争原理が働くよう注意することとした。	生産振興課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
138	249	意見	115	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料 具体的にいつ何の災害により被害を被ったかの記載がされていないものが散見され、災害を起因とした崩土(土砂)なのか判断することができない業務が散見された。このため、災害を理由とした虚偽申請の可能性を否定することができない。被災後の申請については、早急に現地調査を行い、写真と具体的な災害名を記載するなど整理が必要である。	令和5年度から災害名や具体的な被災内容の記載の有無について、申請時にその場で職員が確認し、記載のない申請書は、その場で記載するよう促すことを徹底することとした。また、申請受付後は早急に現地調査を行い、写真と具体的な災害名を確認することとした。	生産振興課	
139	249	意見	116	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料 具体的に何の災害でどのような被害を被ったかの記載がないことから、本当に災害を起因とした被害なのかを画面から判断することが出来なかった。本事業を適用させてよい被害かを見極めることにより事業費の抑制を図ることができると考えられる。			
140	249	意見	117	単独農林水産施設災害復旧事業 崩土撤去委託料 原則40万円未満の事業となっているが、40万円超の見積書を提出する業者が散見され、40万円未満の見積書を提出すれば受注できる可能性が高い状況となっており、競争原理が働いていない。見積り業者の選定に一層の注意が必要である。	業者が40万円超の見積書を提出することは問題ないが、業者の選定の際は、地域性や実績等を考慮し、より競争原理が働くよう注意することとした。	生産振興課	
141	256	意見	118	農道整備事業維持管理等委託料 50万円以上は入札が必要な業務であるにも関わらず50万円超の見積りを出している事業者があり、受注業者以外は全て50万円超の見積りを出している事例があった。競争原理が適切に働いていないと判断できることから、見積り業者の選定に一層の注意が必要である。	業者が50万円超の見積書を提出することは問題ないが、業者の選定の際は、地域性や実績等を考慮し、より競争原理が働くよう注意することとした。	生産振興課	
142	256	意見	119	農道整備事業維持管理等委託料 事業費の成果について検討が行われておらず、農道の維持管理手法が定番化している可能性が高い。機能維持という目的を達成するのに最も効果的であるかの判断はできない。より良い方法の検討が必要である。	原形復旧を目的とした事業であり、最も安価で効果が出る方法で行っているところだが、繰り返し対応が必要となるような箇所については、その原因に応じた方法を検討するなど、常により良い方法を検討しながら事業を実施することとした。	生産振興課	
143	262	意見	120	農道整備事業維持補修等工事請負費 事業費の成果について検討が行われておらず、農道の維持管理手法が定番化している可能性が高い。機能維持という目的を達成するのに最も効果的であるかの判断はできない。より良い方法の検討が必要である。	原形復旧を目的とした事業であり、最も安価で効果が出る方法で行っているところだが、繰り返し対応が必要となるような箇所については、その原因に応じた方法を検討するなど、常により良い方法を検討しながら事業を実施することとした。	生産振興課	
144	267	意見	121	農道整備事業農道整備工事請負費 工事場所はほぼ同じ場所であり、工期もほぼ同じであるにも関わらず単一の業務ではなく複数の業務となっているものがあつた。当初は一方の業務のみを実施する予定であつたが、年度末近くになり予算に余裕が出来たため次年度実施する予定の業務を前倒しにより実施したためである。両業務共に発注金額が130万円未満であつたことから、両業務を合算して競争入札の手続を取るべきであつたと判断できる。より計画的に業務を実施すべきである。	入札差金等の対応のため次年度に予定していた業務を前倒しにより実施したものであるが、工事発注をより計画的に行うよう努めることとした。	生産振興課	
145	278	意見	122	灌漑排水事業水路改修用原材料費 複数の業者と単価契約の協定書を締結しているが、実際の選定は特定の業者に偏っていた。このため特段の理由がないのであれば、単一業者ではなく複数の業者を利用することが望ましい。	事業をスムーズに進捗させるため、地元が作業を依頼した土木業者と付き合いのある業者を選定していたが、特定の業者に偏らないように業者を選定するよう、令和5年度中に各支所の地区担当に依頼することとした。	生産振興課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
146	294	意見	123	農業用水路浚渫事業費補助金	支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。 過年度において収支状況について調査していることもあったが、現状においては対象者の収支状況等について把握していないことから、継続的に土地改良区の収支状況を把握する必要がある。	生産振興課		
147	294	意見	124	農業用水路浚渫事業費補助金	土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年定額となっているが、支援の必要性について検討がされていない。 土地改良区内において間接的に他の用途に流用されている可能性も含めて、継続的に土地改良区の収支状況を把握する必要がある。			
148	295	意見	125	農業用水路浚渫事業費補助金	本事業は事業費の補助というよりは土地改良区への支援の意味が強いため、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。 補助金は、特定の事務、事業に対し公共的見地から公益性が認められる場合、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であるが、公益的なものに対して無制限な支出を行うべきではなく、交付団体の収支・財産状況及び受益者負担の程度を勘案し、財政援助が必要な範囲内で支出することにより、大分市補助金等交付規則に掲げられている公正かつ効率的な支出が行えるものと思われる。 現在、必要な額が算定されていない中で補助制度が継続している状況であり、補助金の見直しを行うべきである。特に、改良区の経費削減等の自助努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと判断できることから、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要である。		当該補助金は、市街化区域内にある農業用水路を浚渫することで、農業用水量を確保することに加え、都市排水路(生活雑排水の排水用水路)の機能を維持することを目的としていることから、収支状況にかかわらず、市が本来的に負担する必要があるものと考えているが、令和5年度から土地改良区の現状を客観的に把握する資料として決算書等の提出を求めることとした。また、事業の見直しについては、引き続き関係部署と協議を行うこととした。	
149	295	意見	126	農業用水路浚渫事業費補助金	平成27年度実施包括外部監査で意見として、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要であるとの指摘が存在した。しかし、大分市は土地改良区の継続運営が厳しくなっている点と、収支状況に応じて補助をすることは各土地改良区への補助負担割合の差別化に繋がる恐れがある等の理由により措置困難としている。 本監査においても引き続き補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要であると判断する。			
150	296	意見	127	農業用水路浚渫事業費補助金	過去からの慣例として、長期間に渡り各土地改良区へ同額の助成がされており、事業の見直しについて、より慎重な検討が必要であると判断する。			
151	295	意見	128	農業用水路浚渫事業費補助金	本事業は、事業経費の補助というより、土地改良区への支援の意味が強く、助成額は毎年定額となっていることから、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。 事業経費の補助という点では問題はないが、土地改良区への支援という側面からは大分市は各土地改良区の財務及び収支状況を把握していないことから補助の必要性の有無を判断することができない。			
152	295	意見	129	農業用水路浚渫事業費補助金	本事業は、土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年定額となっているが、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握する必要がある。 大分市は各土地改良区の財務及び収支状況を把握していないことから補助の必要性を判断することが出来ず、市が負担を避けられるコストについてまで負担している可能性がある。			
153	295	意見	130	農業用水路浚渫事業費補助金	本事業は土地改良区への支援の意味が強く毎年定額の助成がされている。このため事業経費の補助という観点では問題はないが、土地改良区への支援という意味合いを考慮すると事業費を抑制する対策は特に取られていないと判断できる。		予算の範囲内において事業が計画的に実施されており、事業費の抑制につながっていると判断しているが、土地改良区の現状を客観的に把握する資料として令和5年度から決算書等の提出を求めることとした。 ※定額の予算制限のなかで、補助額1/2以内で、計画的に事業が実施されている状況である。	生産振興課

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
154	311	意見	131	農業集落排水事業特別会計吉野地区等汚水処理施設管理委託料 清掃等の委託契約について、吉野地区については随意契約書を添付して随意契約を締結している。随意契約理由書に「地区住民に安全管理、除草、清掃をしてもらうことにより、処理施設を大切に使用するという意識が付き、ひいては維持、管理費の節約につながる」という文言がある。 実態は、清掃業務については管理組合から地域の社会福祉法人に一部業務委託しており、管理組合自体が一部業務を実施していなかったことから、随意契約理由書を適正に記載する必要がある。	委託内容の安全確認(点検)や接続促進啓発、施設使用方法の指導等は管理組合が担っており、草刈作業については地域の障害者福祉施設(地域の障がい者)に委託している状況である。 随意契約理由書の記載については、令和5年度の契約から事業主体を「地区住民等」とすることで実態に合わせる修正を行った。	生産振興課	
155	326	意見	132	森林セラピー魅力創出事業情報発信等業務委託料 セラピープログラムの開催場所が森林部であるため、駐車場の確保、安全対策、対応するスタッフの人数などの観点から、そもそもの募集人数が少なく設定されており、一部の市民しか参加できない状況にある。希望に応じて随時体験プログラムを提供する「個別案内」制度の利用促進のための情報発信を図る等、より多くの市民が森林セラピーを体験できるようにしていくべきである。	より多くの市民が森林セラピーを体験できるよう、令和4年度には「個別案内」を周知するため、市報、Instagram、月刊誌を活用し情報発信を行ったほか、抽選によりセラピープログラムに参加できない市民については、落選通知時に「個別案内」のリーフレットを同封し、周知を図った。また、令和5年度には、月刊誌でのセラピープログラムを紹介するページ数を増やしたところであり、引き続きより多くの市民が森林セラピーを体験できるよう努めていくこととした。	林業水産課	
156	326	意見	133	森林セラピー魅力創出事業情報発信等業務委託料 セラピープログラム参加者数という評価指標は概ね達成できており、また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。しかし、事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定が不十分であるため、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されておらず、適切な水準となっていない可能性がある。 事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、他都市のイベント開催時の契約金額等の調査を行い、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定すべきである。	令和5年度の事務事業評価から、事業目的の達成状況を直接的に評価するため、「参加者の満足度」と「定員に対する応募率」を新たに評価指標に追加し、より具体的な評価・分析をしていくこととした。 また、令和5年4月に森林セラピーを実施している九州内の他都市に対し、類似するイベント開催時のガイド代やバス借上代などの契約金額の調査を行った結果、本市の委託料は他市と近似した額であることを確認した。	林業水産課	
157	327	意見	134	森林セラピー魅力創出事業情報発信等業務委託料 大分市契約事務規則第41条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならないと定められている。契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当することから一者随意契約となっている。この場合においても、過去の実績や類似事業との比較を行ったり、他都市のイベント開催時の契約金額を調査することなどにより、委託料の適正性を精査していく必要がある。	令和5年4月に森林セラピーを実施している九州内の他都市に対し、類似するイベント開催時のガイド代やバス借上代などの契約金額の調査を行った結果、本市の委託料は他市と近似した額であることを確認した。	林業水産課	
158	327	意見	135	森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。 事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。 セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、適宜目的の達成度合いを具体的に評価・分析することが望ましい。	令和5年度の事務事業評価から、事業目的の達成状況を直接的に評価するため、「参加者の満足度」と「定員に対する応募率」を新たに評価指標に追加し、より具体的な評価・分析をしていくこととした。 さらに、参加者の満足度を把握するために評定尺度法の5段階評価を取り入れるなどアンケート内容の見直しを行うこととした。	林業水産課	
159	327	意見	136	森林セラピー魅力創出事業(情報発信等業務委託料公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。 セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、事業の支出の効果を具体的に検討することが望ましい。			



番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
160	334	意見	137	森林セラピー 魅力創出事業 公演等委託料	セラピープログラムの開催場所が森林部であるため、駐車場の確保、安全対策、対応するスタッフの人数などの観点から、そもそもの募集人数が少なく設定されており、一部の市民しか参加できない状況にある。希望に応じて随時体験プログラムを提供する「個別案内」制度の利用促進を図り、より多くの市民が森林セラピーを体験できるようにしていくことが望ましい。	より多くの市民が森林セラピーを体験できるよう、令和4年度には「個別案内」を周知するため、市報、Instagram、月刊誌を活用し情報発信を行ったほか、抽選によりセラピープログラムに参加できない市民については、落選通知時に「個別案内」のリーフレットを同封し、周知を図った。また、令和5年度には、月刊誌でのセラピープログラムを紹介するページ数を増やしたところであり、引き続きより多くの市民が森林セラピーを体験できるよう努めていくこととした。	林業水産課	
161	334	意見	138	森林セラピー 魅力創出事業 公演等委託料	セラピープログラム参加者数という評価指標は概ね達成できており、また、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っており、所期の目的を達成するための支出をしていると考えられる。しかし、事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標としては不十分であるため、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されておらず、適切な水準となっていない可能性がある。事業の目的の達成状況を直接的に評価する評価指標の設定をした上で、他都市のイベント開催時の契約金額等の調査を行い、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定すべきである。	令和5年度の事務事業評価から、事業目的の達成状況を直接的に評価するため、「参加者の満足度」と「定員に対する応募率」を新たに評価指標に追加し、より具体的な評価・分析をしていくこととした。また、森林セラピーを実施している九州内の他都市に対し、類似するイベント開催時のガイド代やバス借上代などの契約金額の調査を行った結果、本市の委託料は他市と近似した額であることを確認した。	林業水産課	
162	334	意見	139	森林セラピー 魅力創出事業 公演等委託料	大分市契約事務規則第41条にて、随意契約によろうとする場合は、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならないと定められている。契約の特殊性により契約の相手方が特定される時は除くと規定されており、本事業ではこれに該当することから一者随意契約となっている。この場合においても、過去の実績や類似事業との比較を行ったり、他都市のイベント開催時の契約金額を調査することなどにより、委託料の適正性を精査していく必要がある。	令和5年4月に森林セラピーを実施している九州内の他都市に対し、類似するイベント開催時のガイド代やバス借上代などの契約金額の調査を行った結果、本市の委託料は他市と近似した額であることを確認した。	林業水産課	
163	335	意見	140	森林セラピー 魅力創出事業 公演等委託料	事務事業評価を確認したところ、事業費の実績、評価指標の達成状況は総合的に整理されているが、事業の成果の具体的な検証の記録が乏しく、また、次年度予算の方向性の評価や優先度の評価において、その評価をした理由が記載されていない。また、セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、適宜目的の達成度合いを具体的に評価・分析することが望ましい。	令和5年度の事務事業評価から、事業目的の達成状況を直接的に評価するため、「参加者の満足度」と「定員に対する応募率」を新たに評価指標に追加し、より具体的な評価・分析をしていくこととした。	林業水産課	
164	335	意見	141	森林セラピー 魅力創出事業 公演等委託料	森林セラピー魅力創出事業(公演等委託料)のセラピープログラム参加者数を評価指標とし、参加者へのアンケート調査により市民ニーズを把握し、研修会等によるガイドのスキルアップや、セラピープログラムの見直しを行っている。セラピープログラム参加者数以外の評価指標の設定やアンケート調査の見直しを行うなど、事業の支出の効果を具体的に検討することが望ましい。	さらに、参加者の満足度を把握するために評定尺度法の5段階評価を取り入れるなどアンケート内容の見直しを行うこととした。	林業水産課	
165	343	意見	142	有害鳥獣対策 事業 有害鳥 獣駆除報償金	有害鳥獣駆除報償金に関する実施報告については、有害鳥獣捕獲報償金交付要領第3条の規定に基づき実施すべきである。	有害鳥獣捕獲報償金交付要領第3条の規定に基づき、捕獲を実施した月の実施報告は、当該月の翌月10日までにを行うよう、捕獲班長に指導することとした。	林業水産課	
166	343	意見	143	有害鳥獣対策 事業 有害鳥 獣駆除報償金	事業の実績を確認したところ、目標値は達成されておらず、現状の手法が最も効率的とは言えない。目標値の達成に向け、より実態に即した対策を検討する必要がある。	令和4年度までは猟期中(11月～3月15日)の駆除は報償金の対象外であったが、有害鳥獣捕獲報償金交付要領を改正し、令和5年度からは猟期中の駆除についても報償金の対象とすることで、捕獲頭数の増加を図り目標値の達成に繋げることとした。 目標値・・・被害額(8,248千円以下)	林業水産課	
167	349	意見	144	有害鳥獣対策 事業 原材料 費	事業の実績を確認したところ、目標値は達成されておらず、現状の手法が最も効率的とは言えない。目標値の達成に向け、より実態に即した対策を検討する必要がある。	目標値の達成に向け、令和5年度からより多くの地区が取り組むよう、地域説明会の開催や市の広報(HP)を活用して有害鳥獣対策事業の周知に努めることとした。 目標値・・・被害額(8,248千円以下)	林業水産課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
168	362	意見	145	漁業新規就業者育成支援事業費補助金 補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者であるか否かについての判定を実施することなく、大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱別表(第2条関係)に基づき行っている。 補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者であるか否かについての判定については、補助対象者に係る過去数年分の消費税申告書又は確定申告書、源泉徴収票等により確実に実施すべきである。	令和5年度から補助対象者について大分市漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定に該当する者(課税事業者)であるか否かについての関係書類の提出を求め、当該書類にて確認することとした。	林業水産課	
169	373	意見	146	林道沿線伐採委託料 随意契約48件全てについて、伐採延長の記載された位置図のみ存在し、具体的な伐採委託数量について記載された見積参考資料又は設計書は存在しなかった。 具体的な伐採等の内容の存在しない状態における金額の設定は、積算根拠について客観性に乏しいため、今後、林道沿線伐採委託料のうち随意契約に係るものについては、位置図等に具体的な作業内容を記載し、金額を算定すべきである。	令和5年度から林道沿線伐採委託料のうち随意契約に係るものについては、位置図に金額算定に必要な数量(延長・面積等)・作業内容等を記載することとした。	林業水産課	
170	380	意見	147	公設地方卸売市場業務委託費 業務委託費の契約先について、見積合わせの不要な20万円以内の契約であれば、大分市側から任意の業者に依頼する為、尚のこと例年依頼している業者が受注する確率は高まってしまう。 このような場合、取引先が偏って選定されることになってしまうため、公平性が確保されていない可能性が高く、明確な理由があるとは言いがたい。 今後は、特定の事業者へ委託内容が偏らないように、競争入札にならない金額であっても、広く事業者を公募できるように、インターネットでの見積もり公募などを行うことが望ましい。また、これにより不落札を避ける効果も認められる。	20万円以内の一者随意契約について、特定の事業者に偏らないよう、契約関連の諸規程に沿って業者選定を行うこととした。	公設地方卸売市場	
171	381	意見	148	公設地方卸売市場業務委託費 事業費の内訳は、每期継続して必要と思われる衛生管理・環境管理などは同程度の予算を立てている。また、簡単な修繕などの不定期に行われるものは、必要に応じて年度ごとに追加の予算を立てている。 内容や金額については、同じような内容を少なくとも3年間は継続して行っており、取り巻く環境の変化に合わせて、内容や金額の見直しの検討が必要と判断する。	施設全体の老朽化に伴い、雨漏りや害虫駆除など、同じような内容で同程度の金額の業務が、異なる場所で発生するケースが多くなっており、結果として、同様の業務が継続している状況である。これは、施設の抜本的改修はせず、修繕で対応していることが要因である。 取り巻く環境の変化に合わせて、内容や金額の見直しを行い最も効果的な方法を検討していくこととした。	公設地方卸売市場	
172	381	意見	149	公設地方卸売市場業務委託費 維持・管理業務の内容について、少なくとも3年間は同じような内容を行っているが、今後も最も効果的な方法を検討していくべきと考える。		公設地方卸売市場	
173	381	意見	150	公設地方卸売市場業務委託費 公設地方卸売市場の機能維持に必要な維持・管理業務であり、若干の変化はありつつも卸売市場の開設当時から40年以上、継続して行われている。 公設地方卸売市場の機能維持に必要なものの、慣例的に予算配分が行われているため、社会情勢など現在の状況に即したものであるか、見直す段階にきていると考えられる。		公設地方卸売市場	
174	381	意見	151	公設地方卸売市場業務委託費 公設地方卸売市場の機能維持に必要な維持・管理業務であるため、廃止になることは考え難いが、事業管理者制度、指定管理者制度なども含めて、事業内容や事業費の見直しは必要と考える。	事業内容や事業費については、市場経営を安定的に持続できるよう適宜見直す必要があると認識している。今後は、市場再整備について検討していくこととしており、指定管理者制度等の導入についても検討を行うこととした。	公設地方卸売市場	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
175	392	意見	152	公設地方卸売市場 施設改修事業 内容や金額については、‘大分市公設地方卸売市場個別施設計画’に基づいて決められているものの、計画策定時と取り巻く環境等の変化が生じているので、内容の見直しの検討が必要と判断する。	大分市公設地方卸売市場個別施設計画に基づき計画的に施設改修を行ってきたが、卸売市場を取り巻く環境等、計画策定時と現在との変化を鑑み、工事内容について適宜見直しながら実施することとした。	公設地方卸売市場	
176	393	意見	153	公設地方卸売市場 施設改修事業 大分市公設地方卸売市場個別施設計画に沿って事業費の支出が行われており、施設改修事業の実績や成果の評価は行われているが、事業の見直しは検討されていない。 大分市公設地方卸売市場個別施設計画’は平成28年に策定され、一定期間が経過するとともに、前提条件も大きく変わっているため、事業の見直しを検討すべきである。			
177	393	意見	154	公設地方卸売市場 施設改修事業 予算の編成は、平成28年に策定された大分市公設地方卸売市場個別施設計画に沿って改修工事・施設維持工事が行われているため、効果的な手法で行われていると考えられるが、計画策定時と取り巻く環境等の変化が生じているので、内容の見直しの検討が必要と判断する。			
178	392	意見	155	公設地方卸売市場 施設改修事業 入札等の選定先について、似たような工事内容であれば選定先が同一になる可能性が生じるのは仕方のないことのように思える。 しかし、金額的に一般競争入札にならず、見積合わせによる随意契約の場合、見積書の提出を大分市側から任意の業者に依頼する為、同一の業者になる可能性が高くなってしまふ。 このような場合、取引先が偏って選定されることになってしまふため、公平性が確保されていない可能性が高く、明確な理由があるとは言い難い。 今後は、特定の事業者により工事内容が偏らないように、一般競争入札にならない金額であっても、広く事業者を公募できるよう、インターネットでの見積もり公募などを行うことが望ましい。また、これにより不落札を避ける効果も認められる。	見積合わせによる随意契約について、取引先が偏らないよう、契約関連の諸規程に沿って業者選定を行うこととした。	公設地方卸売市場	
179	392	意見	156	公設地方卸売市場 施設改修事業 公設地方卸売市場であるため、大分市直営で運営されており、工事の事業費も直接事業となっている。平成25年度から平成27年度にかけて、指定管理者制度を導入する方向で、場内業者との協議を行ったが、収支の見通しがたたないことから見送った経過がある。 他市では指定管理制度を取り入れているところもあり、今後は事業の方向性や実態により、民間事業者への委託や指定管理者制度も検討する必要がある。	事業内容や事業費については、市場経営を安定的に継続できるよう適宜見直す必要があると認識している。 今後は、市場再整備について検討していくこととしており、指定管理者制度等の導入についても検討を行うこととした。	公設地方卸売市場	
180	393	意見	157	公設地方卸売市場 施設改修事業 施設の修繕などを行った場合でも市場を使用する卸売業者への負担を求めておらず、使用料改定などを行っていない。 今後は地価上昇に伴う近隣の家賃相場の上昇も考えられることから使用料改定は避けられないと考える。 大分市が負担を避けられるコストを間接的に負担していることになり、過剰な負担になっていると判断する。	大分市公設地方卸売市場は、生鮮食料品の安定供給を担う公益性の高い施設であることから、家賃相場を当てはめることは難しいが、コールドチェーンの導入や物流機能の強化に合わせて、使用料の改定を検討することとした。	公設地方卸売市場	
181	393	意見	158	公設地方卸売市場 施設改修事業 大分市公設地方卸売市場個別施設計画に沿って事業費の支出が行われており、施設改修事業の実績や成果についての評価は行われているが、目標の達成度合いなどの分析は十分でないとする。 このため、事業の有効性を検討するためにも、新たな目標を定め、事業の成果の評価や分析を行う必要がある。	限られた財源の中で、緊急性、重要性が高いものを優先的に実施しているところであるが、令和5年度から、事務事業評価の個表を活用し、コスト面と利用状況を踏まえて目標の達成度合い等の分析を行い、事業の成果の評価などを行うこととした。	公設地方卸売市場	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
182	393	意見	159	公設地方卸売市場 施設改修事業	予算の編成は、平成28年に策定された大分市公設地方卸売市場個別施設計画に基づいて施設改修工事を進めていることから、社会情勢など現在の状況に即した予算配分となっているとは言い難い。また、公設地方卸売市場特別会計においては多額の繰越金262,667千円を保有している。一方、公設地方卸売市場に関する市債発行の残高が389,442千円であることから、将来の市債の返済も含めて、予算の配分を見直す段階にきていると考えられる。	公設地方卸売市場	予算編成の際には、大分市公設地方卸売市場個別施設計画に基づき、緊急性、重要性の高いものを優先的に実施できるよう予算計上を行ってきたところだが、今後は、繰越金の取扱いや公設地方卸売市場に関する市債の返済も含めて、予算の配分について財政当局と協議を行うこととした。
183	400	意見	160	公設地方卸売市場 補助金等	公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領に基づいて継続して支出を続けているものの、用途を指定しない補助金の設定に問題があると判断する。用途を指定し、必要な予算を検討した上で交付を行うことが望ましい。	公設地方卸売市場	令和5年度中に大分市公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領を改正し、消耗品費、印刷製本費などに用途を限定することとした。また、補助額の減額も含めた事業の見直しについて、市場運営協議会と協議することとした。
184	400	意見	161	公設地方卸売市場 補助金等	補助対象経費は、市場流通の円滑化、市場内の秩序維持及び環境美化並びに各部会の諸活動に要する経費とされており、用途は限定されているものの、対象経費としての範囲が広いため、用途を限定するなどの見直しを検討することが望ましい。市場が継続していく以上、期限に終期を設けないことに問題は認められない。		
185	400	意見	162	公設地方卸売市場 補助金等	市場運営協議会への補助金について、用途を明確に指定しない運営補助金であるものの、市場運営協議会の繰越金は多額に積みあがっていることから、減額も検討すべきである。		
186	401	意見	163	公設地方卸売市場 補助金等	市場運営協議会の繰越金は多額に積みあがっており、大分市が負担する必要性は低下していると判断する。また、市場運営に必要な管理費や設備投資は大分市が行っていることから、用途を明確にしない補助金は本来大分市が負担すべきものとは言えないと判断する。用途を指定しない補助金は本来的に大分市が負担すべき経費とは認められず、補助金の用途を明確にし、減額も検討すべきである。		
187	401	意見	164	公設地方卸売市場 補助金等	市場運営協議会への補助金について、用途を特定しない補助金であり、また、要領に従って支給している補助金であることから、補助金自体の見直しなどは検討されていない。支出の成果の検証を行い、事業の見直しを検討すべきである。		
188	401	意見	165	公設地方卸売市場 補助金等	市場運営協議会への補助金について、卸売市場の開設以来、市場参加者の自治組織である市場運営協議会への用途を指定しない補助金と支給され続けていることから、市場運営協議会を補助するという目的の達成に効果的な補助金であるかの検証は行われていない。公設地方卸売市場を効果的かつ効率的に運営し、尚且つ市場参加者の成果向上につながる事業であるかの見直しを行う必要があると判断する。		
189	401	意見	166	公設地方卸売市場 補助金等	市場運営協議会への補助金について、要領に従って支給している補助金であることから、実績や成果の判断は行っていない。実績の評価・分析を行い、用途を明確に定め、必要性の確認を実施すべきと判断する。	公設地方卸売市場	令和5年度中に大分市公設地方卸売市場運営協議会補助金交付要領を改正し、決算書及び実績報告書を提出させ、実績報告書に協議会の活動概要と当該活動に要した費用を証する書類を添付させることとした。また、これらの書類に基づき、当該補助金の評価・分析につなげていくこととした。
190	401	意見	167	公設地方卸売市場 補助金等	市場運営協議会への補助金について、卸売市場開設以来、継続して、金額の明確の根拠のないまま、慣例的に補助し続けており、現状に即しているか不明である。社会情勢などの現状に即して効果的な事業費であるかの検証を行う必要がある。	公設地方卸売市場	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
191	418	意見 168	農業委員会 農地利用最適 化活動用調査 地図作成業務 委託	航空写真に地番及び筆界を重ねPDFデータ化した後の印刷についてはシステム維持管理業務委託先に委託する必要性は無く、より安価に印刷できる地元の印刷業者等に委託することを検討すべきである。	今後は、PDFデータ化した後の印刷については、地元の印刷業者等から見積書を徴取し、より安価に印刷できる業者に発注することとした。	農業委員会	
192	419	意見 169	農業委員会 農地利用最適 化活動用調査 地図作成業務 委託	農地利用最適化活動用調査地図の配布の効果の検証は行われておらず、事業の見直しの検討などは行われていない。 農地利用最適化活動用調査地図の活用による農地利用最適化活動に対する、農地利用最適化推進委員の意見やニーズを把握する中で、将来的にタブレット端末を活用するなど、より効率的に活動できる方策を検討することが望ましい。	今後は、事業の見直しとして、タブレット端末を試験的に運用し、利便性や効果などに対する農地利用最適化推進委員の意見及びニーズを把握するなど、より効率的に活動できる方策を検討することとした。	農業委員会	